

石川県公報

平成23年4月8日

第12380号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
救急病院の認定 (医療対策課)	1	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に係る区域の指定の一部改正 (同)	6
救急診療所の認定 (同)	1	特定工場等において発生する振動についての時間及び区域の区分ごとの規制基準の一部改正 (同)	6
身体障害者福祉法に基づく診断を担当する医師の指定 (障害保健福祉課)	2	保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (森林管理課)	6
身体障害者福祉法に基づく診断を担当する医師の指定を辞退する旨の届出 (同)	2	特定鳥獣保護管理計画の変更公告 (自然環境課)	7
特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに当該地域に係る規制基準 (環境政策課)	2	基本測量終了公告 (監理課)	8
工場等における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域の指定及び当該地域に係る規制基準 (同)	3	土地区画整理組合の事業計画の変更認可公告 (都市計画課)	8
振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定 (同)	4	雑 報	
騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定 (同)	5	能登海浜道路及び能登半島縦貫有料道路の料金徴収期間の変更	8
騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令に係る区域の指定 (同)	5	川北大橋有料道路及び田鶴浜道路の料金徴収期間の変更	8

告 示

石川県告示第180号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

平成23年4月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
森 田 病 院	小松市園町水99番地1	平成23年4月1日	平成26年3月31日
金 沢 社 会 保 険 病 院	金沢市沖町八の部15番	〃	〃

石川県告示第181号

救急診療所等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、救急診療所として次のとおり認定した。

平成23年4月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
三 秋 整 形 外 科 医 院	金沢市諸江町上丁320番地	平成23年4月1日	平成26年3月31日

石川県告示第182号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、診断を担当する医師として次のとおり指定した。

平成23年4月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

診療科目	医療機関の名称	所在地	医師氏名	指定年月日
小児科	小松市民病院	小松市向本折町水60番地	大月 幸	平成23年3月25日
"	"	"	大月 哲夫	"
耳鼻咽喉科	芳珠記念病院	能美市緑が丘11-71	橋本 春実	"
神経内科	金沢医科大学病院	河北郡内灘町大学1-1	湊 奈穂美	"

石川県告示第183号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次の医師から、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を辞退する旨の届出があった。

平成23年4月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

診療科目	医療機関の名称	所在地	医師氏名	辞退年月日
外科	舩木・上野病院	石川郡野々市町太平寺4-71	上野 桂一	平成22年12月1日
耳鼻咽喉科	芳珠記念病院	能美市緑が丘11-71	広田 京子	平成23年1月31日

石川県告示第184号

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域を次のとおり指定し、同法第4条第1項の規定により、当該地域に係る時間及び区域の区分ごとの規制基準を次のとおり定め、平成23年5月1日から施行する。

なお、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに当該地域に係る規制基準（平成21年石川県告示第178号）は、平成23年4月30日限り廃止する。

平成23年4月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 指定地域

七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、能美郡川北町、石川郡野々市町、河北郡津幡町及び内灘町、羽咋郡志賀町及び宝達志水町、鹿島郡中能登町並びに鳳珠郡穴水町及び能登町のうち、別添図面に着色した部分の地域

2 規制基準

時間の区分 区域の区分	昼 間	朝 ・ 夕	夜 間
	午前8時から午後7時まで	午前6時から午前8時まで 午後7時から午後10時まで	午後10時から翌日の午前6時まで
第1種区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第4種区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル

備考

1 第1種区域から第4種区域までの区域の区分は、指定地域の別添図面に次のように色分けして表示する。

区域の区別	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
色 別	赤	黄	桃	青

2 第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、表に定める値から5デシベルを減じた値とする。

(「別添図面」は、添付を省略し、その図面を石川県環境部環境政策課及び関係市町環境担当課において縦覧に供する。)

石川県告示第185号

悪臭防止法(昭和46年法律第91号。以下「法」という。)第3条の規定により、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出(漏出を含む。)を規制する地域(以下「規制地域」という。)を次のとおり指定し、法第4条第1項の規定により、当該規制地域に係る特定悪臭物質の種類ごとの規制基準を次のとおり定め、平成23年5月1日から施行する。

なお、工場等における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域の指定及び当該地域に係る規制基準(平成22年石川県告示第143号)は、平成23年4月30日限り廃止する。

平成23年4月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 規制地域

次の表の左欄に掲げる市町の区域のうち、同表の右欄に掲げる地域

市 町 名	規 制 地 域	
1 石川郡野々市町及び河北郡内灘町	A地域	別添図面に青色で着色した部分の地域
2 七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、能美郡川北町、石川郡野々市町、河北郡津幡町及び内灘町、羽咋郡志賀町及び宝達志水町、鹿島郡中能登町並びに鳳珠郡穴水町及び能登町	B地域	別添図面に赤色で着色した部分の地域

備考 別添図面は、添付を省略し、その図面を石川県環境部環境政策課及び関係市町環境担当課において縦覧に供する。

2 法第4条第1項第1号の規制基準

特定悪臭物質の種類	大気中の濃度の許容限度(大気中における含有率)	
	A 地 域	B 地 域
アンモニア	100万分の1	100万分の2
メチルメルカプタン	100万分の0.002	100万分の0.004
硫化水素	100万分の0.02	100万分の0.06
硫化メチル	100万分の0.01	100万分の0.05
二硫化メチル	100万分の0.009	100万分の0.03
トリメチルアミン	100万分の0.005	100万分の0.02
アセトアルデヒド	100万分の0.05	100万分の0.1
プロピオンアルデヒド	100万分の0.05	100万分の0.1
ノルマルブチルアルデヒド	100万分の0.009	100万分の0.03
イソブチルアルデヒド	100万分の0.02	100万分の0.07
ノルマルパレルアルデヒド	100万分の0.009	100万分の0.02
イソパレルアルデヒド	100万分の0.003	100万分の0.006
イソブタノール	100万分の0.9	100万分の4
酢酸エチル	100万分の3	100万分の7
メチルイソブチルケトン	100万分の1	100万分の3

トルエン	100万分の10	100万分の30
スチレン	100万分の0.4	100万分の0.8
キシレン	100万分の 1	100万分の 2
プロピオン酸	100万分の0.03	100万分の0.07
ノルマル酪酸	100万分の0.001	100万分の0.002
ノルマル吉草酸	100万分の0.0009	100万分の0.002
イソ吉草酸	100万分の0.001	100万分の0.004

3 法第 4 条第 1 項第 2 号の規制基準

特定悪臭物質の種類	流量の許容限度
アンモニア 硫化水素 トリメチルアミン プロピオンアルデヒド ノルマルブチルアルデヒド イソブチルアルデヒド ノルマルパレルアルデヒド イソパレルアルデヒド イソブタノール 酢酸エチル メチルイソブチルケトン トルエン キシレン	$q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$ この式において、q、He 及び Cm は、それぞれ次の値を表すものとする。 q 流量 (単位 温度零度、圧力 1 気圧の状態に換算した立方メートル毎時) He 悪臭防止法施行規則 (昭和47年総理府令第39号) 第 3 条第 2 項の規定により補正された排出口の高さ (単位 メートル) Cm 2 の規制基準として定められた値 (単位 百万分率) 補正された排出口の高さが 5 メートル未満となる場合については、この式は適用しないものとする。

4 法第 4 条第 1 項第 3 号の規制基準

特定悪臭物質の種類	工場その他の事業場から敷地外に排出される排出水の量	濃度の許容限度 (排出水 1 リットル中のミリグラム)	
		A 地域	B 地域
メチルメルカプタン	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.03	0.06
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.007	0.01
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.002	0.003
硫化水素	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.1	0.3
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.02	0.07
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.005	0.02
硫化メチル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.3	2
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.07	0.3
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.01	0.07
二硫化メチル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.6	2
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.1	0.4
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.03	0.09

石川県告示第186号

振動規制法 (昭和51年法律第64号) 第 3 条第 1 項の規定により、振動を防止することにより住民の生活環境を保全

する必要があると認める地域を次のとおり指定し、平成23年5月1日から施行する。

なお、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定(平成21年石川県告示第180号)は、平成23年4月30日限り廃止する。

平成23年4月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、能美郡川北町、石川郡野々市町、河北郡津幡町及び内灘町、羽咋郡志賀町及び宝達志水町、鹿島郡中能登町並びに鳳珠郡穴水町及び能登町のうち、別添図面に着色した部分の地域

(「別添図面」は、添付を省略し、その図面を石川県環境部環境政策課及び関係市町環境担当課において縦覧に供する。)

石川県告示第187号

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第2項の規定により、騒音に係る環境基準(平成10年環境庁告示第64号)の地域の類型を当てはめる地域を次のとおり指定し、平成23年5月1日から施行する。

なお、騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定(平成21年石川県告示第181号)は、平成23年4月30日限り廃止する。

平成23年4月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

地域の類型を当てはめる地域

(1) 地域の類型Aを当てはめる地域

金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、能美郡川北町、石川郡野々市町、河北郡津幡町及び内灘町、羽咋郡志賀町及び宝達志水町、鹿島郡中能登町並びに鳳珠郡穴水町及び能登町のうち別添図面に赤色で着色した部分の区域

(2) 地域の類型Bを当てはめる地域

金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、能美郡川北町、石川郡野々市町、河北郡津幡町及び内灘町、羽咋郡志賀町及び宝達志水町、鹿島郡中能登町並びに鳳珠郡穴水町及び能登町のうち別添図面に黄色で着色した部分の区域

(3) 地域の類型Cを当てはめる地域

金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、能美郡川北町、石川郡野々市町、河北郡津幡町及び内灘町、羽咋郡志賀町及び宝達志水町、鹿島郡中能登町並びに鳳珠郡穴水町及び能登町のうち別添図面に青色で着色した部分の区域

(「別添図面」は、添付を省略し、その図面を石川県環境部環境政策課及び関係市町環境担当課において縦覧に供する。)

石川県告示第188号

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令(平成12年総理府令第15号)別表備考の規定により知事が定める区域を次のとおり定め、平成23年5月1日より施行する。

なお、騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令に係る区域の指定(平成21年石川県告示第182号)は、平成23年4月30日限り廃止する。

平成23年4月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 a 区域

平成23年石川県告示187号(以下「告示」という。)(1)の地域の類型Aを当てはめる地域

2 b 区域

告示(2)の地域の類型Bを当てはめる地域

3 c 区域

告示(3)の地域の類型Cを当てはめる地域

石川県告示第189号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に係る区域の指定（平成8年石川県告示第134号）の一部を次のように改正し、平成23年5月1日から施行する。

平成23年4月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

「平成21年石川県告示第178号」を「特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに当該地域に係る規制基準（平成23年石川県告示第184号）」に改める。

石川県告示第190号

特定工場等において発生する振動についての時間及び区域の区分ごとの規制基準（平成8年石川県告示第137号）の一部を次のように改正し、平成23年5月1日から施行する。

平成23年4月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

備考1中「平成21年石川県告示第180号」を「振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定（平成23年石川県告示第186号）」に改める。

石川県告示第191号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成23年4月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

白山市女原タ1、2、釜谷レ5の1、5の4、5の5、ソ36の1、36の2、ツ9の1から9の6まで、桑島二号25の甲2、26の2、八号75の1、75の3から75の5まで、白峰十四号20の2、24の2、26の1、二十八号131、132、下田原ツ1の1、9の1、深瀬91の4、91の10

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

白山市桑島一号1の甲2、1の4から1の6まで、1の8、6の2、8の甲3、13の3、13の乙、17の2、二号18の1、26の1、26の甲3の1、32、41、十号6の27、6の52、7の10、7の18、7の19、白峰二十七号82、83、瀬戸タ1の1、8の1

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める

標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

平成13年12月28日農林水産省告示第1675号(一に係るものに限る。)

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
変更しない
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

白山市女原ソ7の28、7の30、桑島十号7の12から7の15まで、白峰八号50の5、九号15の13、十二号56の1、二十六号63、二十七号56、二十八号1の6、2の2、3、33の1、36の2、38の5、瀬戸ネ6の1

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

特定鳥獣保護管理計画の変更公告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第7条第7項において準用する同法第4条第4項の規定により、特定鳥獣保護管理計画(平成19年3月30日公表)を次のとおり変更した。

平成23年4月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 変更後の特定鳥獣保護管理計画
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、石川県環境部自然環境課及び各石川県農林総合事務所管理部企画調整室において縦覧に供する。)

- 2 変更年月日

平成23年3月31日

基本測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成23年4月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基 本 測 量 (基 準 点 測 量)	平成22年8月30日から 平成23年3月10日まで	小松市、白山市

土地区画整理組合の事業計画の変更認可公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年4月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 組合の名称
小松市沖周辺土地区画整理組合
- 事務所の所在地
小松市清六町甲36番地
- 設立認可の年月日
平成19年9月19日
- 変更認可の年月日
平成23年3月30日

雑 報

石川県道路公社公告第32号

能登海浜道路及び能登半島縦貫有料道路の料金徴収期間の変更

道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第11条第4項の規定により料金徴収期間を変更するので、同法第25条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年4月8日

石川県道路公社理事長 高 橋 裕 之

- 料金徴収期間
平成2年12月1日から平成25年3月31日まで

石川県道路公社公告第33号

川北大橋有料道路及び田鶴浜道路の料金徴収期間の変更

道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第10条第4項の規定により料金徴収期間を変更するので、同法第25条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年4月8日

石川県道路公社理事長 高 橋 裕 之

- 料金徴収期間
 - 川北大橋有料道路
昭和50年4月1日から平成25年3月31日まで
 - 田鶴浜道路
供用開始の日から平成25年3月31日まで